

令和8年5月定例

四 万 十 町 教 育 委 員 会

会 議 資 料

日 時： 令和8年5月13日（水）午前9時00分

場 所： 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

会 議 次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

- ① 教育長職務代理者の指名について
- ② 承認第1号 専決処分の承認について
- ③ 承認第2号 専決処分の承認について
- ④ 承認第3号 専決処分の承認について
- ⑤ 承認第4号 専決処分の承認について
- ⑥ 議案第1号 田野々小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について
- ⑦ 議案第2号 仁井田小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について
- ⑧ 議案第3号 東又小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について
- ⑨ 議案第4号 北ノ川小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について
- ⑩ 議案第5号 窪川中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について
- ⑪ 議案第6号 四万十町立図書館協議会委員の任命について
- ⑫ 議案第7号 四万十町社会教育委員の委嘱について

5 協議事項

6 報告事項

- ① 四万十町立美術館協議会委員について
- ② 四万十町少年補導センター運営協議会委員について
- ③ 四万十町少年補導センター少年補導員について
- ④ 4月入学式・始業式の欠席者状況について
- ⑤ 5月連休明けの児童・生徒の出席状況について
- ⑥ 令和7年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題について
- ⑦ 四万十町教育DX推進プラン（第4章内容見直し）について

7 その他

- ① 今後の日程について

教 育 長	川上 武史
委 員	谷口 和史、 横山 順一、 野中 裕子、 西谷 史
事 務 局	今西 浩一、 橋本 剛臣、 藤原 直美、 中井 智之

教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 13 条第 2 項の規定に基づき、教育長の職務を代理する委員を下記のとおり指名する。

令和 8 年 5 月 1 3 日 提出

四万十町教育長 川上 武史

記

教育長職務代理者 _____ 委員

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）抜粋

（教育長）

第十三条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

承認第 1 号

専決処分の承認について

区域外就学に係る協議について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 18 年四万十町教育委員会規則第 4 号）第 3 条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第 4 条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和 8 年 5 月 13 日 提出

四万十町教育長 川上 武史

別紙

專 決 書

区域外就学に係る協議について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和8年4月21日

四万十町教育長職務代理者 谷口 和史

記

学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第９条第２項の規定に基づき、令和８年●月●日付けで申請のあった区域外就学について、令和８年●月●日付け８四教学第●●号により●●●●教育委員会に協議する。

- [illegible]

区域外就学の承諾基準 No.●●●●●●●●●●

- 8 専決処分を行った理由
 ●●●●●●●●●●●●●●●●、できるだけ早期に行うべきと判断したため。

参 考

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則 (平成18年教育委員会規則第4号) 【抜粋】

(委任)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第25条第1項の規定に基づき、四万十町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第26条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第29条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

第3条 教育長は、緊急の場合には、第1条各号に規定する事務を専決することができる。

(委員会への報告)

第4条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第1条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

（区域外就学等）

第9条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱【抜粋】

(令和4年四万十町教育長訓令第1号)

(承認及び承諾基準)

第2条 四万十町立小学校及び中学校における就学指定校変更承認基準及び区域外就学承諾基準は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 就学指定校以外の学校へ就学させようとする保護者又は区域外就学をさせようとする保護者は、校区外就学・区域外就学申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する校区外就学・区域外就学申請書には、教育委員会が求める書類を添付しなければならない。

(承認又は承諾)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請について審査し、第2条に規定する就学指定校変更承認基準又は区域外就学承諾基準のいずれかに該当し、かつ、教育上適当と認められるときは、就学指定校変更の承認又は区域外就学の承諾をすることができる。

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

承認第 2 号

専決処分の承認について

窪川小学校学校運営協議会の委員の委嘱及び任命について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第 4 条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和 8 年 5 月 1 3 日 提出

四万十町教育長 川上 武史

別紙

専 決 書

窪川小学校学校運営協議会の委員について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決する。

令和8年4月22日

四万十町教育長職務代理者 谷口 和史

別紙

窪川小学校学校運営協議会委員の変更について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項に基づく窪川小学校学校運営協議会の委員を次のとおり変更し、委嘱又は任命する。

変更前

選 出 区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する地域住民	尾崎 弘明	●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	吉村 心	●●●●●●●●
(4) 学校関係者	中内 朋子	香月が丘8－18
	窪添 泰平	琴平町7－8

変更後

選 出 区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する地域住民	槇野 章	●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	山部 洋平	●●●●●●●●
(4) 学校関係者	彗田 哲也	香月が丘8－18
	吉岡 栄作	琴平町7－8

任期 : 令和8年4月30日 ～ 令和9年3月31日

【専決処分を行った理由】

学校長からの委員の退任の報告及び新委員の推薦に基づき、令和8年4月30日に開催する学校運営協議において、新委員を委嘱又は任命する必要があったため。

参 考

窪川小学校学校運営協議会委員名簿

令和8年4月30日現在

選 出 区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する地域住民	今西 澄子	●●●●●●●●
	井上 博文	●●●●●●●●
	谷口 芳彦	●●●●●●●●
	槇野 章	●●●●●●●●
	中越 恵美	●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	中尾 佳亮	●●●●●●●●
	山部 洋平	●●●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推進員その他対象学校の運営に資する活動を行う者	黒岩 範久	榊山町3－7
(4) 学校関係者	山田 佳代	新開町297－1
	茅田 哲也	香月が丘8－18
	吉岡 栄作	琴平町7－8
(5) 学識経験を有する者	齋藤 マサ	榊山町3－7
(6) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が適当であると認める者		

任期 : 令和7年4月16日 ～ 令和9年3月31日
令和8年4月30日 ～ 令和9年3月31日
(槇野 章、山部 洋平、茅田 哲也、吉岡 栄作)

参 考

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則【抜粋】

(令和 2 年四万十町教育委員会規則第 10 号)

(委員の構成等)

第 3 条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、12 人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域住民
- (2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者
- (3) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 7 第 1 項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学校関係者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者

2 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

(委員の任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

2 前条第 3 項の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

参 考

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則【抜粋】

(平成 18 年四万十町教育委員会規則第 4 号)

(委任)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 25 条第 1 項の規定に基づき、四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第 29 条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

(重要異例の事務の処理)

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について、特命があるとき、又は事案の特に重要と認められるもの異例に属するもの若しくは規定の解釈上疑義があるものについては教育委員会の決定を求めなければならない。

(教育長の専決)

第 3 条 教育長は、緊急の場合には、第 1 条各号に規定する事務を専決することができる。

(委員会への報告)

第 4 条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第 1 条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

承認第3号

専決処分の承認について

影野小学校学校運営協議会の委員の委嘱及び任命について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和8年5月13日 提出

四万十町教育長 川上 武史

別紙

専 決 書

影野小学校学校運営協議会の委員について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、以下のとおり専決する。

令和8年4月23日

四万十町教育長職務代理者 谷口 和史

記

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項に基づく影野小学校学校運営協議会の委員を次のとおり変更し、任命する。

変更前

選 出 区 分	氏 名	備 考
(5) 学識経験を有する者	松原 真由美	替坂本41-5

変更後

選 出 区 分	氏 名	備 考
(5) 学識経験を有する者	田村 美江	替坂本41-5

任期 : 令和8年4月27日 ~ 令和9年3月31日

【専決処分を行った理由】

学校長からの委員の退任の報告及び新委員の推薦に基づき、令和8年4月27日に開催する学校運営協議において、新委員を任命する必要があったため。

参 考

影野小学校学校運営協議会委員名簿

令和8年4月27日現在

選 出 区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する地域住民	浜田 好清	●●●●●●●●
	横山 礼子	●●●●●●●●
	市川 一夫	●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	浜田 大彰	●●●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推進員その他対象学校の運営に資する活動を行う者		
(4) 学校関係者	山本 千代	影野653
(5) 学識経験を有する者	佐竹 あゆみ	影野640-2
	田村 美江	替坂本41-5
(6) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が適当であると認める者		

任期 : 令和7年4月23日 ~ 令和9年3月31日
令和8年4月27日 ~ 令和9年3月31日
(田村 美江)

アドバイザー

氏 名	勤務先・職名	住 所
岡村 啓右	(株) 高知銀行 窪川支店長	茂串町1-31

任期 : 令和7年4月23日 ~ 令和9年3月31日

承認第 4 号

専決処分の承認について

大正中学校学校運営協議会の委員の委嘱及び任命について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第 4 条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和 8 年 5 月 1 3 日 提出

四万十町教育長 川上 武史

別紙

専 決 書

大正中学校学校運営協議会の委員について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和8年4月30日

四万十町教育長職務代理者 谷口 和史

記

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項に基づく大正中学校学校運営協議会の委員を次のとおり変更し、委嘱又は任命する

変更前

選 出 区 分	氏 名	備 考
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	谷脇 裕二	●●●●●●●●
(4) 学校関係者	金子 千佐	大正93
	門田 清子	大正385-1

変更後

選 出 区 分	氏 名	備 考
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	義村 貴明	●●●●●●●●
(4) 学校関係者	宮崎 平	大正93
	中越 ゆき恵	大正北ノ川223-1

任期 : 令和8年5月7日 ~ 令和9年3月31日

【専決処分を行った理由】

学校長からの委員の退任の報告及び新委員の推薦に基づき、令和8年5月7日に開催する学校運営協議において、新委員を委嘱又は任命する必要があったため。

参考

大正中学校学校運営協議会委員名簿

令和8年5月7日現在

選 出 区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する地域住民	中屋 康	●●●●●●●●●●
	太田 宗隆	●●●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	義村 貴明	●●●●●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推進員その他対象学校の運営に資する活動を行う者	北村 耕助	大正380
(4) 学校関係者	宮崎 平	大正93
	藤原 良仁	大正北ノ川358-20
	稲田 充宏	大正291
	長森 真智	大正385-1
	中越 ゆき恵	大正北ノ川223-1
(5) 学識経験を有する者		
(6) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が適当であると認める者	小野川 恵利	●●●●●●●●●●

任期 : 令和7年6月26日 ~ 令和9年3月31日
 令和8年5月7日 ~ 令和9年3月31日
 (義村 貴明、宮崎 平、中越 ゆき恵)

議案第 1 号

田野々小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 3 条第 1 項に基づく田野々小学校学校運営協議会の委員を下記のとおり変更し、委嘱又は任命することについて、委員会の意見を求める。

令和 8 年 5 月 1 3 日 提出

四万十町教育長 川上 武史

記

田野々小学校学校運営協議会委員

変更前

選 出 区 分	氏 名	備 考
(2)対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	武内 厚樹	●●●●●●●●●●
(4)学校関係者	門田 清子	大正 3 8 5 - 1
	金子 千佐	大正 9 3

変更後

選 出 区 分	氏 名	備 考
(2)対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	武政 結希	●●●●●●●●●●
(4)学校関係者	長森 真智	大正 3 8 5 - 1
	宮崎 平	大正 9 3

任期 : 令和 8 年 5 月 2 2 日 ~ 令和 9 年 3 月 3 1 日

参考

田野々小学校学校運営協議会委員名簿

令和8年5月22日現在

区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する 地域住民	林 瑞穂	●●●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する 児童及び生徒の保護者	武政 結希	●●●●●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推 進員その他の対象学校の 運営に資する活動を行う 者	津野 修三	●●●●●●●●●●
	佐々木 隆司	●●●●●●●●●●
	中屋 桂子	●●●●●●●●●●
	柴 久幸	●●●●●●●●●●
(4) 学校関係者	稲田 充宏	大正291
	長森 真智	大正385-1
	宮崎 平	大正93
(5) 学識経験を有する者	石元 仙人	大正590-1
(6) 前各号に掲げる者の ほか教育委員会が適当で あると認める者		

任期：令和7年5月1日～令和9年3月31日
令和8年5月22日～令和9年3月31日
(武政 結希、長森 真智、宮崎 平)

田野々小学校学校運営協議会アドバイザー

氏 名	住 所	備 考
中屋 康	大正767-3	四万十町議会議員

任期：令和7年5月1日～令和9年3月31日

議案第 2 号

仁井田小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 3 条第 1 項に基づく仁井田小学校学校運営協議会の委員を下記のとおり変更し、委嘱又は任命することについて、委員会の意見を求める。

令和 8 年 5 月 1 3 日 提出

四万十町教育長 川上 武史

記

仁井田小学校学校運営協議会委員

変更前

選 出 区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	戸田 悦子	●●●●●●●●
(2) 地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者	石田健太郎	●●●●●●●●
(5) 学識経験を有する者	松原真由美	替坂本 4 1 - 5

変更後

選 出 区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	川上千代恵	●●●●●●●●
(2) 地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者	吉村 愛	●●●●●●●●
(5) 学識経験を有する者	田村 美江	替坂本 4 1 - 5

任期 : 令和 8 年 5 月 2 8 日 ~ 令和 9 年 3 月 3 1 日

参 考

仁井田小学校学校運営協議会委員名簿

令和8年5月28日現在

区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する 地域住民	山本 弘光	●●●●●●●●●●
	水田 みき子	●●●●●●●●●●
	川上 千代恵	●●●●●●●●●●
	市川 愛久	●●●●●●●●●●
	牧野 剛史	●●●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する 児童及び生徒の保護者	吉村 愛	●●●●●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推 進員その他の対象学校の 運営に資する活動を行う 者	都築 正志	●●●●●●●●●●
	石田 芳秋	●●●●●●●●●●
(4) 学校関係者	森田 麻里	仁井田1920
(5) 学識経験を有する者	戸田 晶秀	六反地65-1
	田村 美江	替坂本41-5
(6) 前各号に掲げる者の ほか、教育委員会が適当で あると認める者		

任期 : 令和7年5月29日 ~ 令和9年3月31日
令和8年5月28日 ~ 令和9年3月31日
(川上千代恵、吉村 愛、田村 美江)

議案第 3 号

東又小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 3 条第 1 項に基づく東又小学校学校運営協議会の委員を下記のとおり変更し、委嘱又は任命することについて、委員会の意見を求める。

令和 8 年 5 月 1 3 日 提出

四万十町教育長 川上 武史

記

東又小学校学校運営協議会委員

変更前

選 出 区 分	氏 名	備 考
(2)対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	山本 優子	●●●●●●●●●●
	和田 義史	●●●●●●●●●●

変更後

選 出 区 分	氏 名	備 考
(2)対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	西森 明	●●●●●●●●●●
	安岡 慶和	●●●●●●●●●●

任期 : 令和 8 年 6 月 9 日 ~ 令和 9 年 3 月 3 1 日

参 考

東又小学校学校運営協議会委員名簿

令和8年6月9日現在

選 出 区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する地域 住民	國元 豊美	●●●●●●●●
	田市 芳美	●●●●●●●●
	佐竹 宣昭	●●●●●●●●
	中嶋 新	●●●●●●●●
	橋本 忍	●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する児童 及び生徒の保護者	西森 明	●●●●●●●●
	安岡 慶和	●●●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推進員 その他の対象学校の運営に資 する活動を行う者	島岡 直子	●●●●●●●●
(4) 学校関係者	福留 博子	黒石 808
	須藤 美香	黒石 502
(5) 学識経験を有する者		
(6) 前各号に掲げる者のほ か、教育委員会が適当である と認める者		

任期 : 令和7年6月10日 ~ 令和9年3月31日
令和8年6月9日 ~ 令和9年3月31日
(西森 明、安岡 慶和)

議案第4号

北ノ川小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項に基づく北ノ川小学校学校運営協議会の委員を下記のとおり変更し、委嘱又は任命することについて、委員会の意見を求める。

令和8年5月13日 提出

四万十町教育長 川上 武史

記

北ノ川小学校学校運営協議会委員

変更前

選 出 区 分	氏 名	備 考
(2)対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	倉島 悠吾	●●●●●●●●●●

変更後

選 出 区 分	氏 名	備 考
(2)対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	西村 大	●●●●●●●●●●
(3)地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者	門脇 恵美	●●●●●●●●●●

任期 : 令和8年6月5日 ~ 令和9年3月31日

参 考

北ノ川小学校学校運営協議会委員名簿

任期：令和8年6月5日～ 令和9年3月31日

選 出 区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する地域住民	宮脇 茂幸	●●●●●●●●●●
	中脇 由美	●●●●●●●●●●
	太田 宗隆	●●●●●●●●●●
	佐竹佐代子	●●●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	國澤 洋平	●●●●●●●●●●
	西村 大	●●●●●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者	沖 俊憲	●●●●●●●●●●
	山邊 博美	●●●●●●●●●●
	門脇 恵美	●●●●●●●●●●
(4) 学校関係者	藤原 良仁	大正北ノ川358-20
(5) 学識経験を有する者		
(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者	小野川恵利	●●●●●●●●●●

任期：令和7年6月12日～ 令和9年3月31日
令和8年6月5日～ 令和9年3月31日
(西村 大、門脇 恵美)

議案第 5 号

窪川中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 3 条第 1 項に基づく窪川中学校学校運営協議会の委員を下記のとおり変更し、委嘱又は任命することについて、委員会の意見を求める。

令和 8 年 5 月 1 3 日 提出

四万十町教育長 川上 武史

記

窪川中学校学校運営協議会委員

変更前

選 出 区 分	氏 名	備 考
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	古谷 翼	●●●●●●●●●●
	森本 英和	●●●●●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者	山崎 一	●●●●●●●●●●
(4) 学校関係者	中内 朋子	香月が丘 8－1 8
(5) 学識経験を有する者	窪添 泰平	琴平町 7－8

変更後

選 出 区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する地域住民	森本 英和	●●●●●●●●●●
	山崎 一	●●●●●●●●●●
(3) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	伊藤 悠人	●●●●●●●●●●
(4) 学校関係者	埴田 哲也	香月が丘 8－1 8
(5) 学識経験を有する者	吉岡 栄作	琴平町 7－8

任期 : 令和 8 年 5 月 1 8 日 ～ 令和 9 年 3 月 3 1 日

参 考

窪川中学校学校運営協議会委員名簿

任期：令和8年5月18日～ 令和9年3月31日

選 出 区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する地域住民	弘田 麻紀	●●●●●●●●●●
	森本 英和	●●●●●●●●●●
	緒方 正綱	●●●●●●●●●●
	中越 恵美	●●●●●●●●●●
	高橋 美恵子	●●●●●●●●●●
	山崎 一	●●●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	伊藤 悠人	●●●●●●●●●●
	野中 裕子	●●●●●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者		
(4) 学校関係者	多田 哲也	香月が丘8－18
(5) 学識経験を有する者	和田 拓	北琴平町6－1
	中平 均	榊山町3－7
	吉岡 栄作	琴平町7－8
(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者		

任期：令和7年5月13日～ 令和9年3月31日
 令和8年5月18日～ 令和9年3月31日
 (伊藤 悠人、多田 哲也、吉岡 栄作)

議案第 6 号

四万十町立図書館協議会委員の任命について

四万十町立図書館設置条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記の者を四万十町立図書館協議会委員に任命することについて、委員会の意見を求める。

令和 8 年 5 月 1 3 日 提出

四万十町教育長 川上 武史

記

委員とする者の氏名等

氏名等 須藤 美香（東又小学校校長）

区 分 条例第 7 条第 2 項第 1 号委員

【参考】

■ 四万十町立図書館協議会委員名簿

令和8年5月14日現在

区分	氏名	住所	備考
(1) 学校教育及び社会教育の関係者	須藤 美香	東又小学校	新任 R8.5.14～
	竹村 君子	●●●●●●●●●●	再任
	金子 仁	●●●●●●●●●●	再任
(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者	刈谷 明子	●●●●●●●●●●	再任
(3) 学識経験のある者	林 瑞穂	●●●●●●●●●●	新任

任期：令和8年4月1日～令和10年3月31日

■ 四万十町立図書館設置条例（平成18年四万十町条例第175号）抜粋

（図書館協議会）

第7条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に、図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

3 委員の定数は、5人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐するとともに会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 委員が職務を行うために要する費用弁償については、別に定める。

議案第 7 号

四万十町社会教育委員の委嘱について

四万十町社会教育委員条例第 2 条の規定に基づき、社会教育委員を下記のとおり委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和 8 年 5 月 1 3 日 提出

四万十町教育長 川上 武史

記

委員とする者の氏名等

氏名等 和田 拓（窪川高等学校校長）、吉岡 栄作（窪川小学校校長）

区 分 条例第 2 条第 1 号委員

参 考

■ 委員とする者の氏名等

住 所	四万十町北琴平町 6 番 1 号（窪川高等学校）
氏 名	和田 拓（わだ たく）
生 年 月 日	●●●●●●（59 才）
推 薦 理 由	学校教育関係者から選任する委員のうち 1 名については、町内高校 2 校の校長から 2 年交代で委嘱しており、今回は窪川高等学校から選任するもの。

住 所	四万十町琴平町 7 番 8 号（窪川小学校）
氏 名	吉岡 栄作（よしおか えいさく）
生 年 月 日	●●●●●●（57 才）
推 薦 理 由	四万十町小中学校校長会から同氏の推薦を受けたため。

■ 任期

令和 8 年 5 月 14 日～令和 10 年 3 月 31 日

■ 四万十町社会教育委員条例（平成 18 年四万十町条例第 172 号）抜粋（設置）

第 1 条 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、四万十町社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委嘱の基準）

第 2 条 委員は、次に掲げる者の中から委嘱するものとする。

- （1） 学校教育の関係者
- （2） 社会教育の関係者
- （3） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4） 学識経験のある者

（定数）

第 3 条 委員の定数は、10 人以内とする。

（任期等）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の事情があるときは、任期中でも委員を解職することができる。

（委任）

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

■社会教育委員名簿

令和8年5月14日現在

区 分	氏 名	備 考
(1) 学校教育の関係者	槇野 一人	●●●●●●●●●●●●●●●●
	和田 拓	四万十町北琴平町6番1号 (窪川高等学校) R8.5.14～
	吉岡 栄作	四万十町琴平町7番8号 (窪川小学校) R8.5.14～
(2) 社会教育の関係者	久保田 啓嗣	●●●●●●●●●●●●●●●●
	畦地 勇	●●●●●●●●●●●●●●●●
	松下 正明	●●●●●●●●●●●●●●●●
(3) 家庭教育の向上に 資する活動を行う者	酒井 紀子	●●●●●●●●●●●●●●●●
	味元 加奈	●●●●●●●●●●●●●●●●
(4) 学識経験のある者	本井 ゆき	●●●●●●●●●●●●●●●●
	林 瑞穂	●●●●●●●●●●●●●●●●

任期：令和8年4月1日～令和10年3月31日